



平成30年8月1日

平成30年7月  
豪雨関連

## 自動車検査証等の有効期間の伸長について ～期間の延長及び対象地域の見直し～

平成30年7月豪雨の被害に伴い、

- (1) 広島県及び岡山県の一部地域<sup>※1</sup>に使用の本拠を有する車両の自動車検査証の有効期間
- (2) 同地域に事業場を置く指定自動車整備事業者（民間車検場）が交付した保安基準適合証等<sup>※2</sup>の有効期間

を伸長しているところですが、同地域においては未だに継続検査の受検が困難であるため、これらの有効期間を再び伸長することとしましたのでお知らせします。

- ※1 広島県：広島市東区、広島市南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
- 岡山県：倉敷市、総社市、高梁市

- ※2 保安基準適合証等とは、継続検査時等に現車提示を省略するために民間車検場が交付する保安基準適合証及び保安基準適合標章。

1. 道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、広島県及び岡山県の一部地域に使用の本拠の位置を有する車両の自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から平成30年8月19日までのものは、平成30年8月20日をもって満了するものとする。なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までには契約すればよいこととなります。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条の規定に基づき、広島県及び岡山県の一部地域に事業場を置く指定自動車整備事業者（民間車検場）が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成30年7月7日から平成30年8月5日までのものは、平成30年8月20日をもって満了するものとする。

【広島・資料配付先】 JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ

【岡山・資料配付先】 JR記者クラブ

【問い合わせ先】 中国運輸局自動車技術安全部 技術課（自動車検査証関係）  
（担当）土生・宮崎 TEL 082-228-9143 FAX 082-228-9148  
中国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課（保安基準適合証等関係）  
（担当）中村・梶原 TEL 082-228-9142 FAX 082-228-9148  
中国運輸局広島運輸支局  
（担当）大谷・三村・山本 TEL 082-233-9160 FAX 082-233-7752  
中国運輸局岡山運輸支局  
（担当）西中・安田・藤川 TEL 086-286-8153 FAX 086-286-8168

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抜粋）

第3条（略）

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

国土交通省告示第九百四十七号

特定権利利益：道路運送車両法第九十四条の五第一項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付

対象者：伸長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者

延長後の満了日：伸長公示をした運輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の例

- 平成30年台風第7号及び前線等の被害に伴い福岡運輸支局北九州自動車検査登録事務所が所管している地域に使用の本拠を有する車両について3日間伸長
- 平成29年7月九州北部豪雨に伴い福岡県及び大分県の一部地域に使用の本拠を有する車両について1ヶ月伸長
- 平成28年4月の熊本地震に伴い熊本県全域及び大分県の一部に使用の本拠を有する車両について最大3ヶ月伸長

(参考3) 中国運輸局広島運輸支局長の公示  
中国運輸局岡山運輸支局長の公示

# 公 示

平成30年7月豪雨の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

## 記

1. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条の2の規定により、広島県の一部地域<sup>※</sup>に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月19日までのものは、平成30年8月20日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（平成30年国土交通省告示第947号）に基づき、広島県の一部地域<sup>※</sup>に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月5日までのものは、平成30年8月20日をもって満了するものとする。

### ※一部地域

広島市東区、広島市南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、呉市  
竹原市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町  
安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

平成30年8月1日

中国運輸局  
広島運輸支局長

# 公 示

平成30年7月豪雨の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

## 記

1. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条の2の規定により、岡山県の一部地域<sup>※</sup>に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月19日までのものは、平成30年8月20日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（平成30年国土交通省告示第947号）に基づき、岡山県の一部地域<sup>※</sup>に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月5日までのものは、平成30年8月20日をもって満了するものとする。

※一部地域

倉敷市、総社市、高梁市

平成30年8月1日

中国運輸局

岡山運輸支局長